社説

孰れか敵にして孰れか味方か

政黨に機關新聞の必要なるは云ふまでもなきことなれども之を用ふるに注意せざれば却て飼犬に手を咬まるゝが如き奇觀ある可し現内閣は其開業以來未だ見る可き政策を施さゞるより反對派新聞紙の論鋒は專ら人身攻擊に向ひ或は人の古疵を發き或は事實を揑造して熱罵冷評する其口調にも野卑にして恰も下司下郎の喧嘩に似たるものあり甚しきは罵りさへすれば相手の信用を損するに足り隨て其主人に忠なる可しと誤解し主人も亦藏嫌にして己れに諂諛して他を惡口するを見て憎からず思ひ敢て叱責せざるより斯る醜態を呈するものならんと雖も其人を傷けんとて放ちし矢が却て我身を害するこそ氣の毒なれ假令ひ當路者の擧動に卑劣なることありとするも之に反對するものゝ言論にして一層卑劣ならば世人は雙方を比較して寧ろ卑劣の少なき方に心を寄するは勿論なれば餘りに口穢なく非難するは恰も天下の人心を驅て敵に賣するに異ならず此點より見れば前内閣派の機關新聞は其主人に不忠にして却て現内閣の爲めに偶然の政友と云ふも可なり又現内閣派の新聞を見るに是れも甚だ拙なる言論少なからざるが如し例へば伴食宰相を放逐す可しと論ずるが如きは我輩の其意を解するに苦しむ所なり所謂伴食宰相なる者は他の閣員と氷炭相容れざるか初めは相共に提携し得べしと信じて引入れながら今俄に之を逐はんとするは取りも直さず當路者の不明を表白するものにして其信用を損するのみと自から大ならざるを得ず夫れも事實に於て止を得ざる次第ならんなれども中堅の當路者に果して斯くまでの決斷あるや否や假令ひ決斷ありとするも殆んど半數の大臣を更迭せしむるは内閣の爲めに自から一大事なればいよ〳〵實行の其時までは決して口外す可らず或は其所謂伴食宰相の中には必ず優しくして事を好まず政府の都合とあれば何の苦情もなく綽々と去る者もある可しと雖も故らに敵意を含みて放逐す可しなど論ずるに於ては彼等も亦有情の人なり憤然として怒るは勿論にして無造作に行はるべき事も案外困難と爲ることある可し若し又政府に於ては今日のまゝにて推行く積りなりとするか放逐を云々するが如きは故意に閣員を離間して軋轢遂に全體を自滅せしめんとするものにして味方の新聞にあるまじき論鋒と云はざるを得ず現内閣派の新聞は此點より見れば前内閣の機關と云ふも可なり[illegible]の爲めに黨を賣るものは[illegible]なり前内閣の機關新聞が現内閣の爲めに人心を驅り現内閣の機關が前内閣の爲めに現内閣を賣らんとす[illegible]と云ふ可きのみ

○[illegible]の支那町問題

[illegible]住民は戰爭中一時無條約國[illegible]として[illegible]なる[illegible]を[illegible]れども[illegible]に[illegible]の[illegible]方針を取るならんも今日のところは[illegible]戰爭中取めたる警察の一部及び裁判の權を實行するのみにて戶籍取調も無頓着に從て醫業に關する許多の事項等も其取調べ行屆かざるものゝ如し今其中の一二を擧ぐれば

●醫師病院の開業●　は如何に處分す可きや元來支那町には我漢法醫同樣の醫師及び病院あれども我國に漢法の醫術を許すは本人の履歷に依り或は年限又は地域を限る等の制ありて其外新たに醫術開業の免狀を願ふものは前期後期の試驗を經ざる可からず然るに今此居留地なる支那人に對して試驗を施すは孔子に横文字の試驗をなすものにて到底出來得可からず且つ又之に西洋風の試驗を爲すも無益の殺生なるがゆゑに最も簡便なる方法は現今の支那町醫者に[illegible]しては我國の漢法醫免許法を用ひ居留地内の支那人に限り營業を許す事として之を取扱ふ可しといふものもあり又は全然試驗法を實行して及第せざるものは營業を差止む可しといふもあり其筋の意見も定まらず目下考究中の由

●藥舖の開業●　及び賣藥問題も醫師問題と同じく我法律にては特別の規則ありて葛根湯人參類を商ふ支那藥舖にも之を應用するに於ては支那人に藥劑士の試驗を施すの必要ありや是又一の問題なれども別に尤も重要なるは

●印形の所持如何●　といふ事なり日本の法律は何事にも記名調印とありて舊幕時代より印形は首と釣替と心得居る爲め各人之を所持して甚だ大切に爲せども支那人には此事なく歐米人も素より然り而るに支那人の治外法權撤去されて第一番に印形問題起らんとするは正金銀行始め各銀行の小切手其他證書に對する裏書にして治外法權時代に成單に記名のみにて濟みたれども今後は彼等に印形を造らせて之に調印せしむるの必要ありや否や縱し支那人には強ひて之を作らしめ諸葛亮と記名して孔明の捺印あるなどは妙ならんも歐米人が横文字の記名へ John. James 等の印形を押さするは一種の茶番と爲らずやそれとも漢字の名乘を撰ばしむるか兎に角横文字の印形を必要とすれば日本の印板師には今後横文字の稽古を促さゞる可からず隨分抱腹の種なれども我法律に特例なきゆゑ其所持問題を定むるは今日の急務なり

●神社佛閣は如何●　支那町小なりと雖も一社會を爲すを以て今回法權を撤去さるれば其社會の各細目は皆我各主任局の管理に歸し其法律規則に依る可きや然らば先づ神社として關羽の廟あり又佛閣ありて葬式に立會ふの僧侶あり然るに是等の神社佛閣も亦社寺局にて管理す可きや從來我國にては佛教と神道のみを政府にて取扱ひ耶蘇教は自由に任せて放任したれども支那人は佛教徒なれば社寺局が手を出すの領分なるや否や又死者を埋葬するには我國には種々の手續ありて醫師の診斷書必要なれども支那[illegible]の診斷書は市役所に通用するや否や[illegible]改正實施の暁甚だ容易に似て容易ならずといふ可し

●支那町●●●●改正の手習●　然しながら歐米諸國との條約[illegible]人の法[illegible]ありしは我政府の爲め[illegible]當局者も此支那[illegible]を種々と行ひて[illegible]の[illegible]を發見せば之に依りて歐米人に對する[illegible]を容易[illegible]に支那町[illegible]の[illegible]たる可しとなり

○東京市の水道（下）

阻水弁　十五區内、百二十餘里の鐵管系統は誠に「カラクリ」の至大なるものなるが偖て此の大カラクリの或一部に損所を生ずるときは如何にして修繕を加ふべきや、殊に修繕中、損所より下方の大部分は如何にして用水を給せらるべき組織なりやといふに線路の一部毎に阻水弁と稱するものを附し若し或部分の鐵管に損所を生じて修繕すべき場合には損所に接近せる上方及び下方の兩阻水弁の螺線機を捻ちて管内の兩所に弁を閉ぢ損所の流水を遮斷して修繕工事に妨げなからしむるの仕組なり而して給水の道は淀橋の源給水場と外に芝、本郷の給水支所もありて鐵管組織は細大の管を通じて人體に於ける神經系の如くに縱横相連接せるものなれば偶々線路の一部分に於て阻水弁を閉づるも爲めに全市の給水を妨ぐることなしと阻水弁は管中に圓形の弁を設け管外より螺線機を以て之を開閉するものにて管の大小に應じ之を附するの多寡、同じからず即ち千百ミリメートル管は其全延長七千百九十間の間に七箇の阻水弁を附し九百ミリメートル管の二千餘間にて四箇を附し八百ミリメートル管の全延長には九箇、七百ミリメートル管には三箇、六百ミリメートル管には九箇、五百ミリメートル管には十個、四百ミリメートル管には十九個、三百ミリメートル管には二十七個、二百五十ミリメートル管には七十二個、二百ミリメートル管には百七十個、百五十ミリメートル管には八百零四個、百ミリメートル管には九百二十七個を附する筈にて大小阻水弁の總數は二千六十一個なりといふ

●消火栓●　大鐵管の通ずる所は主に人烟稠密なれば小鐵管の縱横貫通する所は大抵、市街繁華の部分なるがゆゑ管の各所に消火栓を附して火災の虞に備ふる筈なりといふが偖て其の消火栓なるものは鐵管の上面に長短二個の管孔を附し其長管には活塞の如きものを挿嵌し短管には蓋を被ひ火災の際には先づ活塞を壓して管下の瓣を閉ぢ同時に短管の蓋を去りて其口に喞筒用の蛇管を嵌入し然る後、活塞を引き上げて管下の瓣を開けば水道の水、蛇管の内に進み來りて即ち消火の用を辨ずるものなりと云ふ鐵管の中に消火栓を附せるは四百ミリメートル管より以下のものにして即ち四百ミリメートル管の全延長には八十八個、三百ミリメートル管には百四十一個、二百五十ミリメートル管には百四十一個、二百五十ミリメートル管には二百九十個、二百ミリメートル管には五百五十個、百五十ミリメートル管には千四百二十五個、百ミリメートル管には八百六個、總計三千三百の消火栓を裝置する豫定なりと云ふ他年、水道完成の後は消火上、非常の便利を得ることならん

○沖繩通信　十二月四日發

天然痘　那覇首里に於ける天然痘は今や殆ど撲滅に歸したり

[illegible]　入重山島（那覇を距る二百四十二海里）に[illegible]牛馬の繁殖[illegible]百三十餘頭に及べり該島は本縣第一の牧場を有し放牧せる牛馬其數無算而して曾て牧[illegible]に成長し曾て人手に觸れたることなきを以て一度人を見るや[illegible]逃げ去るべからず故に[illegible]ものと雖も之を[illegible]するを得ず隨つて容易に[illegible]

[illegible]東京[illegible]植付の目的[illegible]百町許にし[illegible]五十名を[illegible]温度　目下[illegible]久米嶋細類[illegible]一圓乃至二[illegible]

勅令第三百[illegible]　陸軍[illegible]

第六十四條[illegible]第六十五條[illegible]第六十六條[illegible]第六十七條[illegible]第六十八條[illegible]第六十九條[illegible]第七十條[illegible]第七十一條[illegible]第七十二條[illegible]第七十三條[illegible]第七十四條[illegible]